

令和2年5月相模原市教育委員会定例会

日 時 令和2年5月13日(水)午後7時00分から午後8時18分まで

場 所 相模原市役所 第3委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第1(議案第44号) 令和3年度相模原市義務教育諸学校使用教科用図書の採択
基本方針について(学校教育部)

日程第2(議案第45号) 事務の代理の承認について(教育局)

日程第3(議案第46号) 事務の代理の承認について(教育局)

4. 報告案件

日程第4(報告第10号) 新型コロナウイルス感染症に伴う相模原市立小学校、中学
校及び義務教育学校の臨時休業について(学校保健課)

日程第5(報告第11号) 専決処分の報告について(学校教育課)

日程第6(報告第12号) 専決処分の報告について(文化財保護課)

出席した教育長及び委員(6名)

教 育 長 鈴 木 英 之

教育長職務代理者 小 泉 和 義

委 員 永 井 廣 子

委 員 平 岩 夏 木

委 員 岩 田 美 香

委 員 宇田川 久美子

説明のために出席した者

教 育 局 長 小 林 輝 明 教育環境部長 井 上 隆

学 校 教 育 部 長 細 川 恵 生涯学習部長 大 貫 末 広

教 育 局 参 事 佐 野 強 史 教育総務室担当課長 藤 波 健 二
兼教育総務室長 (総務企画班)

教育総務室主査	的 場 秀 剛	教育環境部参事 兼学務課長	岩 崎 雅 人
学校保健課長	峰 岸 康 弘	学校教育課長	篠 原 真
学校教育課担当課長	菅 原 勝	学校教育課指導主事	藤 本 祐 之
教職員人事課長	渡 部 賢 一	教育センター所長	淺 倉 勲
教育センター担当課長	宮 原 幸 雄	青少年相談センター所長	水 野 正 人
文化財保護課長	仙 波 浩 美	生涯学習部参事 兼スポーツ課長	高 林 正 樹
事務局職員出席者			
教育総務室主任	島 崎 順 崇	教育総務室主事	甚 野 栄 美

開 会

鈴木教育長 ただいまから、相模原市教育委員会 5 月定例会を開会いたします。

本日の出席は 6 名で定足数に達しております。

本日の会議録署名につきましては、岩田委員と宇田川委員を指名いたします。

なお、本日の会議についてですが、前回の会議に引き続き、効率的な運営のため、説明については簡潔にさせていただく部分もございます。また、適宜職員を入れ替えさせていただきますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

令和 3 年度相模原市立義務教育諸学校使用教科用図書の採択基本方針について

鈴木教育長 それでは、これより日程に入ります。

はじめに、日程 1、議案第 4 4 号、「令和 3 年度相模原市立義務教育諸学校使用教科用図書の採択基本方針について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

細川学校教育部長 議案第 4 4 号について、ご説明申し上げます。

本件は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 1 3 条に基づき採択を行うため、相模原市教育委員会は、令和 3 年度に相模原市立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針を、神奈川県教育委員会が定める「令和 3 年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」を受け、提案するものでございます。

それでは、具体的なことは学校教育課長より説明させていただきます。

篠原学校教育課長 それでは、資料の説明をさせていただきます。

まず、1 番の教科用図書の採択についてでございます。

令和 2 年度は、小学校及び義務教育学校前期課程において令和 3 年度使用する教科用図書、中学校及び義務教育学校後期課程において令和 3 年度に使用する教科用図書、相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校で令和 3 年度に使用する特別支援教育関係教科用図書を採択いたします。3 点採択いたします。

2、採択の基本原則については、7 項目ございます。まず(1)として、相模原市教育委員会が設置する「相模原市教科用図書採択検討委員会」における調査研究の観点を踏まえた結果を参考に、公正・適正を期し、採択するといいたしました。

(2)として、文部科学省の「教科書編修趣意書」、神奈川県教育委員会が行う教科用図書の調査研究の結果を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択するをいたしました。

(3)として、学校、児童生徒、地域等の特性を考慮し採択するをいたしました。

(4)として、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、基本方針、採択に至る経緯、採択理由など教科用図書採択にかかる情報について積極的な公開に努めるといたしました。

(5)として、教科用図書の採択が公正かつ適正に行われるために、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう、静ひつな採択環境を確保するをいたしました。

(6)として、相模原市立小学校及び義務教育学校前期課程において令和3年度に使用する教科用図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に則り、採択するをいたしました。この法律及び政令によって、義務教育諸学校において、使用する教科用図書については、4年間、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとされており、小学校及び義務教育学校前期課程において、令和3年度に使用する教科用図書は、原則として令和元年度に採択されたものを継続して採択することになります。

最後に(7)として、小学校、中学校及び義務教育学校において令和3年度に使用する特別支援教育関係教科用図書は、各学校が「令和2年度用一般図書契約予定一覧」から調査研究した図書を採択することといたしました。

続いて3の教科用図書調査研究の観点についてでございますが、令和3年度使用中学校及び義務教育学校後期課程教科用図書調査研究の観点を別紙1のとおり、また令和3年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点を、別紙2のとおり定めるといたしました。

それでは、恐れ入りますが3ページの別紙1をご覧ください。

令和3年度使用中学校及び義務教育学校後期課程教科用図書調査研究の観点、国語をご覧いただきたいと存じます。

教科・種目に共通な観点といたしましては、1番から10番までを神奈川県教育委員会が定める令和3年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針に準じて設定しております。

3番の各教育プランとの関連においては、本市の教育ビジョンである、相模原市教育振興計画などの各教育プランとの関連を上げました。

さらに、11番をご覧ください。

本市が推進しているキャリア教育に基づいて、学んでいることと自分の将来とのつながりを見通すことができ、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる力を身に付けることができるよう、工夫や配慮がなされているかという観点を設定いたしました。

各教科の調査・研究の観点につきましては、教育センター所長の浅倉より説明いたします。

浅倉教育センター所長 それでは、各教科の観点につきまして、ご説明申し上げます。

中学校におきましては、令和3年度より新学習指導要領による教育が全面実施となります。グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境が大きく変化していく社会を見据え、新たな学びへと進化を目指します。

新しい時代に必要な生徒が身に付けるべき資質、能力も新たに示され、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の3つの柱となります。

現在、本市の児童生徒につきましては、自己肯定感の低さが課題となっており、日々の授業を通し、基礎的、基本的事項を確実に習得する学びの見通しを持つ、学んだ、分かった実感を得ることが必要であり、教科書を選定する際はこれらを踏まえることが重要であると考えます。

恐れ入りますが、別紙3ページ、中学校及び義務教育学校後期課程教科用図書調査研究の観点、国語をご覧いただきたいと存じます。

12、知識及び技能として、社会生活における話や文章の中で使いこなせる語句を増やしたり、語句の意味や使い方に対する理解を深めたりする等、語彙を量と質の面から充実させることができる内容であるか。言語活動を行う際に必要な情報を、取り出し整理したり、それらの情報と情報との関係を明確にしたりすることができる内容であるかといったしました。

本市の生徒につきましては、語句や文の使い方を検討するところに課題があることから、学習の基盤となる言語の能力を支える重要な要素となる語彙を豊かにすることや情報を的確に理解し、自分の考えの形成に生かすことに関する資質、能力を育むことができる内容になっているかについて調査するため、この観点といたしました。

13、思考力・判断力・表現力等として、言語活動を通して指導事項を指導するという特質を踏まえ、言葉に着目しながら思考・判断・表現できる適切な言語活動を設定できる内容であるかといったしました。

生徒が学びの必然性を感じられるような言語活動を通して、言葉に着目しながら思考

力・判断力・表現力等の資質、能力を育むことができる内容になっているかについて調査するため、この観点といたしました。

14、学びに向かう力・人間性等として、話したり聞いたり書いたり読んだりする力をどのように身に付けるのか等、学習の見通しを持って取り組むことができる内容であるか。教材に設定されている場面や目的が、社会生活とつながりがあるとともに、進んで読書を行うことができるよう、子どもたちの主体的な学校図書館の利用を促す内容であるかといたしました。

見通しを持って言語活動に取り組むことができる内容であるかとともに、作品や作者に関する興味を広め、学校図書館利用の促進を図ることができる内容であるかについて調査するため、この観点といたしました。

4 ページ、書写の観点をご覧いただきたいと存じます。

これ以降の説明につきましては、各教科において特徴的なもののみ申し上げます。

12、効果的に文字を書くこととして、文字を正しく整えて速く書くことができるようにするとともに、目的や必要に応じて書く力を身に付け、各教科等の学習活動や社会生活に生かすことができる内容であるかといたしました。

社会生活の中で、目的や必要に応じて書くことができる力を育む内容になっているかについて調査するため、この観点といたしました。

5 ページ、社会科地理的分野の観点をご覧いただきたいと存じます。

13、思考力・判断力・表現力等の育成として、地理的資料を適切に選択・活用し、多面的・多角的に考察しているか。調査やまとめ、発表を行う際の視点として、自らの学びや実生活に結びつく内容が適切に表現されているか。地域的な課題について、具体的に地域の在り方を考察できる資料が適切に活用されているかといたしました。

社会的事象について、位置や空間的な広がりに着目して捉え、身の回りの地域の環境条件や人間の営みとの関連付けに基づき、地域的特色を理解すること。さらには、生徒一人ひとりが地域の環境開発や環境保全を考えたりする際の重要な基礎になるかについて調査するため、この観点といたしました。

6 ページ、社会科歴史的分野の観点をご覧いただきたいと存じます。

13、思考力・判断力・表現力等の育成として、各時代を比較し相互の関連や現代とのつながり等に着目し、多面的・多角的に考察することができる内容であるか。歴史にみられる課題を把握し、複数の立場や意見を踏まえ公正に選択・判断し表現する力を育むこと

ができる内容であるかといいたしました。

過去の歴史的事象に見られる課題を主体的に追及、解決しようとする内容ができる内容か。また、よりよい社会の実現に向けて、人や社会がともに尊重し合い、成長していくことの大切さを考える基礎となる内容であるかについて調査するため、この観点といいたしました。

7 ページ、社会科公民的分野の観点をご覧いただきたいと存じます。

14、学びに向かう力・人間性等として、国民主権を担う公民として現代の社会的事象について関心を持ち、よりよい社会の実現に向けて自覚を深めていくことができる内容であるかといいたしました。

地理、歴史的分野における学習成果を基礎とし、自らが社会への一員である自覚と責任を持ち、民主的な国家及び社会の形成者としてグローバル化する国際社会かつ予測困難な時代を生き抜く上で必要不可欠な資質、能力の基礎を養うことができる内容であるかを調査するため、この観点といいたしました。

8 ページ、社会科地図の観点をご覧いただきたいと存じます。

13、地理的事象の読み取り、追究として、地理的事象がなぜその地域に見られるかについて、地図を通して追究し、捉えたりする技能を身に付けることができる工夫がなされているかといいたしました。

学習した内容をもとに、地理的事象について新たな視点で考えを深めていく基礎を養うことができる内容になっているかについて調査するため、この観点といいたしました。

9 ページ、数学の観点をご覧いただきたいと存じます。

14、学びに向かう力・人間性等として、設定されている問題は生徒が興味・関心を持てるものであるか。日常生活や社会生活、他教科の学習やその後の人生において、数学の学びを活かす場を見出し、その有用性に気付くことができる内容であるかといいたしました。

数学の価値や有用性を見いだせていない生徒が多いことから問題発見、解決の過程を進める中で、数学の価値や有用性の実感を伴いながら3つの資質、能力が豊かに育まれる内容となっているかについて調査するため、この観点といいたしました。

10 ページ、理科の観点をご覧いただきたいと存じます。

13、思考力・判断力・表現力等として、理科の見方・考え方を働かせながら、自然の事物・現象の中に問題を見だし、見通しをもって観察、実験などを行い、得られた結果を分析して解釈するなどの科学的に探究する学習活動を充実させる内容であるかといいたし

ました。

科学的に探究する活動が明確に示され、理科の見方、考え方が自然と働くような構成になっていることや科学的に探究する活動を促す内容になっているかについて調査するため、この観点といたしました。

11ページ、音楽の観点をご覧いただきたいと存じます。

14、学びに向かう力・人間性等として、音楽活動の楽しさを体験することができ、音や音楽への興味・関心を持てる内容であるか。音楽に対する感性を豊かにしたり、豊かな情操を培ったりすることができる内容であるかといたしました。

音楽活動を楽しみ、音楽に対する感性を豊かにし、豊かな情操を培うことができる内容になっているかについて調査するため、この観点といたしました。

12ページ、美術の観点をご覧いただきたいと存じます。

13、思考力・判断力・表現力等として、造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫、美術の働きなどについて考えることができる内容であるかといたしました。

表現領域と鑑賞領域を関連させながら創造活動の喜びを味わうとともに、見たり感じたりする力を育むための内容になっているかについて調査するため、この観点といたしました。

13ページ、保健体育の観点をご覧いただきたいと存じます。

13、思考力・判断力・表現力等として、健康、安全についての今日的課題を様々な情報から発見し、よりよい解決に向けて、個人及び社会生活に関連付けて考え、他者に伝える力を養うことができる内容であるかといたしました。

身近に起きている事柄に対して、知りたいことや疑問に思ったことを追求していく学習過程の中で、自分事として捉え、よりよい解決に向けて考えたり、他者に伝える力を育んだりできる内容になっているか調査するため、この観点といたしました。

14ページ、技術・家庭 技術分野の観点をご覧いただきたいと存じます。

12、知識及び技能として、技術において、問題解決に必要な要件や、科学的な原理原則に基づいた基礎的な仕組み、概念等の理解ができるよう、工夫や配慮がされているかといたしました。

テクノロジーを用いて、物づくりやプログラミングなどを行うための手順や方法、技術を身に付けたり、科学的な原理、法則に基づいた仕組みや概念を理解したりできる内容か調査するため、この観点といたしました。

15ページ、家庭分野の観点をご覧いただきたいと存じます。

14、学びに向かう力・人間性等として、家族や地域の人々と協働し、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養うことができるよう工夫されているかいたしました。

基本的な生活習慣や消費生活の在り方に関する課題を踏まえ、家族、家庭生活の多様化や消費生活の変化に主体的に対応できるような力を育むことができる内容になっているかについて調査するため、この観点いたしました。

16ページ、外国語の観点をご覧いただきたいと存じます。

13、思考力・判断力・表現力等として、4技能5領域の統合を意識した内容であり、「伝えたい」と思える目的・場面・状況のもと、実際に言語を使用して互いの考えや気持ちを伝え合うなどの言語活動、聞くこと・読むこと・話すこと・書くこと、を通して、自分の考えを表現したり、深めたりできる内容となっているかいたしました。

聞く、読む、話す、書くの4技能を効果的に統合し、生徒が伝えたいと思える場面設定のもとで言語材料を使用して、互いの気持ちや考えを伝えあうといった、言語活動を重視した内容になっているか。また、そのような言語活動を通して、自分の考えを表現したり、深めたりできる内容となっているかについて調査するため、この観点いたしました。

17ページ、特別な教科、道徳の観点をご覧いただきたいと存じます。

14、自己理解として、自己や社会の未来に夢や希望を持ったり、人としてよりよく生きる喜びや勇気を感じたりできるような内容が適切に扱われているかいたしました。

ありのままの自分自身の姿に気づき理解するとともに、自己や社会の未来に夢や希望を持つことができる内容となっているかについて調査するため、この観点いたしました。

続いて、18ページ、別紙2をご覧ください。

令和3年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点についてでございますが、教科、種目に共通な観点といたしまして、神奈川県教育委員会が定める令和3年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針に準じて、設定いたしました。なお、本議案に関する法規につきましては、19ページ以降の参考資料1を、採択が行われます7月教育委員会定例会までの大まかな流れについては24ページ、参考資料2をご覧ください。

細川学校教育部長 以上、令和3年度相模原市立義務教育諸学校使用教科用図書の採択基本方針についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。また、観点について質問等する場合には、ページを示していただくようお願いしたいと思います。

小泉教育長職務代理者 大きく2点。1点目は前回の採択と今回の採択でももちろん、キャリア教育の目標と関連というのは、新たな形で出ていると思うのですが、これは大きな違いというか、新しくここが盛り込まれたよというようなところがあれば教えていただきたい。

あと、観点を設定するにあたって今、教育センターの所長が説明されましたけれども、これを実際に調査員の方に流すときにも、そういう説明を補足した中でこの視点でお願いしますよというのか否か。いやいや、この文字だけですよというのかどうかということ。

それと、あともう1点。幾つかの観点の中には現状の例えば、自己肯定感がないからこう設定したのだよということであるとか。数学の14番でいくと、その有用性に気づいていない生徒が多いので、こう設定したよという。現状把握の中で、こういう観点がでてきたよというのと、そうでないのが幾つかあったので、その辺の差異がこういうことで変わっていますよということがあれば教えていただきたいと思います。3点お願いします。

篠原学校教育課長 まず基本的に1番から11番までにつきましては、神奈川県と一緒にやっているところがあります。お話がございましたように、11番のキャリア教育の目標との関連というところが1番大きいところがございます。

今回、特に3番の各教育プランとの関連というところで、第2次相模原市教育振興計画にあります、相模原市の教育が目指す人間像及び施策に沿ったものであるということ。施策を意識して、こういう施策があるので、そこに則ってこの教科書を見に行くというような観点を設定させていただきました。

また、2番の学校段階の円滑な接続というところで、これは小中一貫教育に係りますので、ここについては主に力を入れていきたいと考えているところでございます。4年前との違いにつきましては、こういったところになります。

あと、各教科の観点につきましても12、13、14ということで、これまでは4観点でしたけれども、こういうふうに3観点到変わっておりますので、このところが大きく変わっているところです。

以上です。

浅倉教育センター所長 2点目にごございました調査研究にあたって、これらの観点につい

て当然、市が目指すもの、それから現状を踏まえた上での特に12番以降のもの設定がなされたということは十分、調査員等に説明をする必要があると思います。また、教科によつての特性もありますので、そのあたりは十分な説明の上で調査に入っていくという形でやってまいります。

3点目のところは数学等での質問でございましたでしょうか。

小泉教育長職務代理者 すみません、説明が悪くて。最近、人と話す機会が少ないので。

数学では、有用性に気づくことができない、有用性を見出せない生徒が多い、そういうことからこの観点を設定したよというご説明でした。ほかのところでは例えば、音楽などはこのまま2つのポチがありますけど、そのまま説明されていました。

簡単に言うと出どころが違うというか、ここを設定した主たる理由がいろいろ教科によつて違うのか。たまたまということもあるかなとも思うのですが、いかがでしょうか。
浅倉教育センター所長 本市の現状等を分析する材料として、当然行われている授業の様子だとか、全国学力学習調査等の調査結果などを踏まえているところから、数学についてはその現状や本市の生徒の課題というのがかなり明確に出てきているところもありますので、それらを踏まえて設定した、設定の説明として、そのあたりを根拠にした説明をしていく必要があるということで、教科によつて多少は、設定の根拠が異なっているということが生じていると思います。

以上です。

岩田委員 これは教科書自体が縦割りではないけど、縦になっているのですが、例えばダンスみたいなものが今度、入ってきたとしたら、それは体を動かすという、そういう身体の、ここでいうと保健体育みたいなところと、音楽を楽しむみたいなところが、統括すると2つの教科書が横に串刺しみたいなものになるかと思うので、そういうようなところは、この今回、選ぶときには観点としてはどういうふうに考えたらいいのかなと素朴に思ったのですが。

浅倉教育センター所長 委員がおっしゃるようなダンス等のような横断的な学習活動というのは様々なところで、教育活動を意図的に調整した上で、学校で行われていることであります。

ただ、教科書採択の観点といたしましては、やはりよりどころとしては学習指導要領になりますので、そこにどれだけ基づいたものが編集されているかというものが中心になります。ただ、配慮事項としては、そのような活動も十分に考慮されたものであるかという

のは含まれてくると思われます。

以上でございます。

永井委員 14ページと15ページなのですけれども、技術・家庭についてなのですが、ほかのものは大体14までだったのですけれども、技術だけ15があるのは、こういったことからか、もしかしたら技術の教科書が見つらいとか、この一帯について分かりづらいうからわざわざ観点を設けてあるのか。それとも何か、技術で重点を置きたいようなこととかが殊さらあるのかというのをまず教えてください。

菅原学校教育課担当課長 今、ご指摘いただいたところでございますけれども、技術・家庭、特に技術分野につきましては、今回の改定で内容が大幅に変わりました。かつての技術分野におきましては、3年間の中で4つの課題解決というところだったのですが、今度の改定の中では新しく5つ目の部分が入っております。そういった中で、限られた時数の中で統合的にそれぞれの5つの課題を解決する授業を組む必要があると考えているところで、そういった技術科特有の資料がそろっているかというところで、あえて重点として15番を設けさせていただいているというところでございます。

鈴木教育長 今の若干補足をお願いしたいのですが、5つ目で増えたのは何が増えたのか。

菅原学校教育課担当課長 これまで技術分野につきましてはA、B、C、Dの4つの領域がありました。Aは材料と加工、Bにつきましてはエネルギー変換、Cにつきましては生物育成、Dにつきましてはいわゆる情報の分野になります。

今度の改定におきましては、小学校でプログラミング教育が入る関係でそのD領域の問題解決が2つに増えたということになります。1つはコンピュータによる計測制御、これまで入っていたもの。もう1つはいわゆる、双方向ネットワークの中での問題解決ということで非常に難しい問題解決が1つ、小学校のプログラミング教育を踏まえてというところで追加されたものがD領域に入ってきたということでございます。

鈴木教育長 ということで、それを踏まえて15番が入っているという理解をしていただければいいかと思います。

宇田川委員 今、ご説明の中で相模原市の課題というか、問題として自己肯定感が低いというような現状があるというようなところで、そこと結びつけたところかどうか、全体のというか、共通のところでの11番のキャリア教育の目標との関連からというようなところではご説明をいただいたと理解しているのですけれども、もしかしたら私が聞きもら

していたのかもしれないのですけれども、その自己肯定感が低いという、そういった課題に対する観点というものは、その各教科のレベルのところでも落とし込んでいるというのではないのでしょうかというところで、特に道徳に関してはすごくそういった意味では、可能性がすごく秘めている教科なのではないのかなということ。

あと、各教育プランとの関連ということで、相模原市の教育振興計画の中にも共生社会というようなことも謳われていたかと思うのですけれども、そういったところを各科目の中で観点として落とし込んでいるというようなところがあるのでしょうか。教えていただければと思います。

菅原学校教育課担当課長 今、ご指摘いただいた部分でございますけれども、まず基本的にどの教科につきましても、その自己肯定感を育むというのは、大前提になっているところでございますが、先ほど課長の方からご説明を差し上げました、各教科共通な観点、各教育プランとの関連で3番がございます。こちらの市の資料の後半でございますが、22ページにも相模原市の基本理念ということで示させていただいておりますが、こちらに目指す人間像といたしまして、「共に認め合い ^い現在と未来を創る人」というところで、相模原市が掲げている共生社会に向けてというところであります。こちらの観点の中で、教科共通の中でそういった部分は見ていけたらなと考えているところでございます。

道徳につきましては、また後ほど担当の方から補足させていただければと思います。

宮原教育センター担当課長 今の部分の補足になるかと思いますが、特に道徳の部分におきましては、生徒一人ひとりが自分自身のよいところ悪いところ含めて理解する、受け止める。それから、それを踏まえてそれぞれが将来に向かって進んでいくといった、そういった部分を自己理解のところでも表現させていただいております。

以上でございます。

岩田委員 今の道徳のところでも、先ほど小泉職務代理がこのペーパーだけではなくて、説明をされるのですかとおっしゃっていたのですけれども、例えば自己理解のところの部分で、「よりよく生きる喜びや勇気を感じたりできるような」と書いてあるのだけれども、「ありのままの自分に気づいて」と説明があって、私から言うと、よりよく生きるとか、勇気というところのハードルの高いところではなくて、まず自分のありのままの気づきという、説明にあった言葉の方がいいなと思ったので、その辺の説明を丁寧にやっていただきたいなと思いました。

永井委員 24ページの参考資料2のところにある、教科書展示会についてなのですが、

法定展示が14日とあります。今までは、何か所かで展示されていたと思うのですけれども、今、開放されなくなっているではないですか。

それで、今年は、もちろん何らかの形で対応されると思うのですけれども、どちらでどのような形でやるのかということと、密にならないように見ていただくためにということと、あと、見ていただいた教科書の消毒とかがきちんに行われないとだめだと思うのですが、そういう点についてはどのような準備をされているのでしょうか。

菅原学校教育課担当課長 今ご指摘いただいたとおり、中央区で予定している会場につきましては、現在使用ができない状況になっておりますので、現状、別の会場を準備しているところでございます。

今、ご指摘いただきましたように、やはり感染拡大防止という観点はとても大事になりますので、人数制限をすとか、いろいろな形で、どうしても密になる場合はちょっと時間設定をして外でお待ちいただくとか、いろんなところを今、検討しているところなのでございますが、会場が使えなくなったというところで、早急に対応しているところでございます。

永井委員 見ていただくというのはとても大切なことだと思うので、できればお帰りいただいたりするようなことなく、見ていただけるような体制を整えていただけるととてもありがたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

鈴木教育長 永井委員からそういうお話をいただいたので、少し工夫しながら。ただ、教科書自体は紙ですので、消毒等は非常に難しい部分もあるかと思うのですけれども、工夫について検討をお願いしたいと思います。

平岩委員 皆さんのおっしゃっているとおりなのですが、繰り返しにはなりますが、市の子どもたちの今、学習の状況ですとか問題点がここまで、いろいろ様々な方面から調査をしてくまして、本当に見えてきていると思うのです。それが見えた上での相模原市ならではの観点というのが今回出てきておりますので、それをどうぞ検討委員会の方に丁寧に伝えていただきまして、私たちは、検討委員会から意見を参考に選んでいきますので、そのところをととても大切なことだと思いますので、そこだけしっかりとお願いしたいと思います。

鈴木教育長 それでは、これより採決を行いたいと思います。

議案第44号、「令和3年度相模原市立義務教育諸学校使用教科用図書の採択基本方針について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第44号は可決されました。

ここで、職員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。

(休憩・19:45～19:47)

事務の代理の承認について

事務の代理の承認について

鈴木教育長 休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程2、議案第45号、「事務の代理の承認について」及び日程3、議案第46号、「事務の代理の承認について」は関連がありますので、事務局から一括して提案説明を行い、個別に採決を行います。

それでは、事務局より説明いたします。

井上教育環境部長 議案第45号及び議案第46号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、事務を臨時に代理したのについてご承認をお願いするものでございます。事務の代理につきましては、相模原市長から令和2年度補正予算案を市議会へ提出予定であるとして、議案第45号につきましては4月24日に、議案第46号につきましては5月8日に、それぞれ教育委員会所管にかかわる部分について法に基づき相模原市長から意見を求められ、教育委員会の意見を申し出る必要が生じましたが、特に緊急を要し、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がございませんでしたので、臨時に代理したものでございます。

はじめに、議案第45号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案における補正予算の予算案の概要でございますが、国の学校保健特別対策事業費補助金を活用した保健衛生用品の購入及び施設休館等による指定管理者の損失補償に要する経費について補正予算を計上したものでございます。

詳細につきましては、別途お配りをしております令和2年度相模原市一般会計補正予算書及び予算に関する説明書に記載のとおりでございます。

なお、当該補正予算案につきましては、4月30日に相模原市議会本会議に上程され、5月1日に可決されております。

続きまして、議案第46号につきましてご説明申し上げます。

本議案における補正予算案の概要でございますが、国の学校情報教育推進事業補助金を

活用した、学習型タブレット端末の購入及び施設休館等の延長に伴う指定管理者の損失補償に要する経費について増額するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった校外活動に要する経費を減額する補正予算を計上するものでございます。

詳細につきましては、別途お配りをしております令和2年度相模原市一般会計補正予算書及び予算に関する説明書に記載のとおりでございます。

なお、当該補正予算案につきましては、5月11日に相模原市議会へ提出され、今後、市議会本会議に上程される見込みでございます。

以上で議案第45号及び議案第46号の説明を終わらせていただきます。よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

小泉教育長職務代理者 議案第45号でいくと、保健衛生用品の購入とありましたが、具体的にどういうものを購入したのか。また、そういうものはしっかり確保できたのかということ。

議案第46号でいきますと、学習用タブレット端末の購入ということですが、進捗状況はどのようになっているのでしょうか教えてください。

峰岸学校保健課長 まず補正予算で計上させていただいています保健衛生用品の内容でございますが、非接触型の体温計、それから手指用の消毒液、あと物品、施設を消毒するための消毒液、それに伴う、消毒作業に使用しますペーパータオル、グローブ、あと布製マスク、こちらは児童生徒用と教職員用のものを要求しております、現在、そちらの方につきまして、発注をかけておりますが、納品日はちょっと未定の状況でございます。

以上でございます。

鈴木教育長 若干補足で数量も。物品の内容はいいのですが、どのぐらいの。例えば、学校あたり体温計ですとか消毒液はどのぐらいか。

峰岸学校保健課長 まず、非接触型体温計につきましては合計で108本、各校1本でございます。

それから、手指用の消毒液につきましては、全体で約500リットル。学校単位にしますと、平均で5リットルぐらいになります。それから清拭用、物品とか施設を消毒する消毒液につきましては1,900リットル、学校単位で平均およそ18リットル単位になります。

それから、ペーパータオルにつきましては、各校あたりでいきますと、200枚入りのものが10箱各学校へ。それから、グローブにつきましては100枚入りのものが10箱を想定しております。あと、布製マスクにつきましては、児童生徒、それから教職員にそれぞれ2枚ずつの枚数が行き渡る形を考えてございます。

以上でございます。

浅倉教育センター所長 学校情報教育推進事業の補助金に関係でございますが、これは国の進めるGIGAスクール構想により、校内LAN等の整備、ネットワークの整備と児童生徒1人1台のタブレット端末による新たな学びの創造という事業でございますが、昨年度の3月補正予算におきまして、校内LAN整備、それから電源キャビネットと言われるタブレット端末の保管と充電ができるようなものを今年度全ての学校において整備をする予定で現在、公告中ということでございます。

そして、タブレット端末につきましては、児童生徒数の3分の2の数につきましては、国が1台4.5万円の補助によって実現し、残りの3分の1にあたる台数については、地方財政措置がされているものですから、市が単独で今後も整備を続けていって完成させるというような予定になっております。

従来でしたら令和3年度からの3年間で3分の2にあたる端末数、約3万4,500台を整備する予定でございましたが、国の方でその補助を前倒しして本年度のみ行うということになりましたので、その3か年分を一気に今年度この補助金を活用して行うということで、ここで補正予算を組ませていただいたというようなことでございます。

以上です。

鈴木教育長 ということで、まだ予算が、これから市議会に多分、金曜日あるいは来週の月曜日に通過して、初めて契約をできるという状況です。

小泉教育長職務代理者 かなり前倒しをして、これから整備なされると思うのですが、物は来たけれども動かさない、というようなことでは困ってしまいますので、マンパワーというか、先生方に対する研修の質の向上であるとか、その辺も早め早めにやっていただくと、来たら即使えるということになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

岩田委員 これからということなので、そのうち学校に行けるようになったとしたら、学校の中のLANの整備でいいかもしれないのですが、このタブレットを学校には来られないけれども、家でやってもらうとなったら、やっぱり今度、家の中のもの、タブレ

ットは来たけれども、その家の中のLANの状態でまた差が出てくるということで、多分、このタブレットの使い方が何か、中にもコンテンツが入っていて、LANがなくても使えるようなものであれば、各家庭平等になるかもしれないけれども、LANがなければという使い方だと、そこも保障していくとなるとかなり大変になってくるので、どういうふうに使っていくのかと思いました。

浅倉教育センター所長 今回のGIGAスクールの元々の計画については、校内での活用を想定した整備というものが基本になっておりまして、それに対しての補助金というようなことでしたので、校外での使用というのは実は想定外のことではあります。昨今の状況からそこについても今後は検討すべきということが国レベルでもなされているところではございます。そこについては大きな課題で、今後、どのような方針で行くべきなのかなどというのは、かなり長期的な視野に立って検討していく必要があるというところではございます。ご意見ありがとうございます。

永井委員 今回の相模原市ではこの休業中の子どもたちに、タブレットを貸し出して、学習をしてもらうということができなかった。できている市町村に比べたらやはり遅れが出ているのは否めないかなと思うのです。それで、収束してからも第2波、第3波が来ないとも限らないということで、万が一来たときに、その各家庭でそのタブレットを利用して、学習をして遅れないように何とかできるような備えができるか、備えをきちんとしていただくとありがたいなという。それも頭に入れてやっておくべきなのではないかなと思うのと、それから全国が一斉にこれ、タブレットを買うのですよね。本当に来ますか、買えますかというのがすごく心配です。それを相模原市は交渉がうまくいかなかったから買えなかった。隣の市はあるのにということがないようにぜひ、これは何とかしていただきたいなと思いますので、そこもよろしく願いいたします。

鈴木教育長 このGIGAスクールについては、先ほど教育センターの所長から説明がございまして、昨年、国の方が1人1台環境をつくっていくのだよということでやっていた中で、新型コロナの感染が広がったと。

こういう中で、国の方で緊急経済対策の水増しではありませんけど、令和5年度までに予定しているものを全部、令和2年度に全部整備する、その代わりに令和2年度に限ってだけ、補助金をつけますよと。

永井委員がおっしゃるとおり、ここで全国の自治体が一斉に手を挙げていて、物が入るかどうかなどというのは、非常に今いろいろなところで危惧されているところではございます。また、一

方、昨年度の補正でお話をさせていただいた、LANの整備もこれから学校でやっていくという中で、早くて令和3年度にどうにか使い始めるかなというような状況で今、いろいろなところが進んでいるので、永井委員がおっしゃるとおり相模原市だけが買えなかったということがないように、いろいろなところと交渉はしている状況です。ありがとうございました。

小泉教育長職務代理者 1人1台ということと、校内LANというような話、先ほど家庭でということがありました。学校に行きたくても行けない子、例えば不登校であるとか、通級の子どもたち、学校内の施設であれば例えばWi-Fiとかで使えるのでしょうか、青少年相談センターとか、相談室とか、そういったところに不利な状況というのはあるのでしょうか、ないのでしょうか。もしあるのだったら、そのWi-Fi整備も学校と同等にした方がいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

浅倉教育センター所長 教育相談の中で、学校での授業に代わるものの保障というところは重要なところですので、ここについても検討を視野に入れる必要があると思われ。やはり国の補助との折り合いをどういう形でつけられるのかというのが課題なのですけれども、校内に準じる形での整備も検討していく必要があると思います。

以上でございます。

小泉教育長職務代理者 期待していますのでよろしくお願いします。

鈴木教育長 ほかに質問等、よろしいですか。

それでは、これより採決を行います。

はじめに、議案第45号、「事務の代理の承認について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第45号は承認されました。

次に、議案第46号、「事務の代理の承認について」を原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第46号は承認されました。

新型コロナウイルス感染症に伴う相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校の臨時休業
について

鈴木教育長 次に、日程4、報告第10号、「新型コロナウイルス感染症に伴う相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校の臨時休業について」、事務局より説明いたします。
井上教育環境部長 報告第10号につきまして、ご説明申し上げます。

本件は相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校の全部の臨時休業を延長したことを報告するものでございます。

令和2年4月20日の報告第8号において、新型インフルエンザ等緊急事態宣言にかかる神奈川県からの要請を踏まえ、令和2年5月6日まで臨時休業を延長することを報告いたしましたが、その後、新型インフルエンザ等緊急事態宣言の期間延長にかかる神奈川県からの要請を踏まえまして、臨時休業を令和2年5月31日まで延長することとしたものでございます。

なお、臨時休業の延長に伴いまして在宅中の児童生徒の昼食費が各家庭の負担増となっていることから、準要保護世帯を対象に、この昼食費の一部を就学奨励金として令和2年5月から臨時休業後に初めて学校給食を提供するまでの間について交付することとしております。

以上で、報告第10号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。
鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

この件はよろしいでしょうか。

ここで、職員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。

(休憩・20:05～20:07)

専決処分の報告について

鈴木教育長 それでは、再開いたします。

篠原学校教育課長 先ほどの教科書の採択につきまして、資料をご覧くださいませ。よろしいでしょうか。教科書採択の採択基本方針の参考資料2になります。中央の部分、相模原市教育委員会の方をご覧ください。

基本方針の決定が5月、今日になりますけれども、教科用図書の採択が8月となっております。先ほど、教育センター所長が7月と申し上げましたが、正しくは8月になりますので、訂正をさせていただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

鈴木教育長 それでは、会議を続けます。

日程 5、報告第 11 号、「専決処分の報告について」、事務局より説明いたします。

篠原学校教育課長 それでは、報告第 11 号について、ご説明申し上げます。

市立中学校の管理下で生じた事故に係る損害賠償額の決定についてご報告するものでございます。

お手元の資料 2 枚目、専決処分書の裏面をご覧ください。

中段下、事故の状況についてですが、令和 2 年 1 月 21 日、午前 10 時 30 分頃、相模原市立中学校の職員室において、教職員が貴重品保管用の箱を棚から引き出した際に、当該箱に保管されていた生徒の携帯電話を落下させ、液晶画面を破損させたものでございます。

本市の責任割合、損害賠償額につきましては記載のとおりでございます。

表の下段をご覧ください。

再発防止策といたしまして、管理職から当該教職員に対し、貴重品等を慎重に扱うよう指導するとともに、全教職員で当該事故について情報共有をいたしました。

また、貴重品を管理するための箱を大きいものに変更し、物理的なりスクを軽減させたところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

小泉教育長職務代理者 この貴重品保管の箱に至った経緯、もし差し障りがなければ教えていただきたいのと、保管のルールというのはあるのでしょうか。

以上です。

篠原学校教育課長 まず、市内小中学校におきまして、携帯電話、スマートフォンの持ち込みを許可している学校が 7 校ございます。小学校で 2 校、中学校で 5 校になります。特に中学校につきましては、津久井地域が主でして、この学校につきましてはまず、年度当初に申請書を保護者が提出し、持ち込みの許可証というのを学校が出しております。

それで、生徒が携帯電話等を持ち込んで、まず朝、担任に渡すという形になります。そして、それを担任が箱に入れ、職員室の大きなロッカーに、1 学年分、2 学年分、3 学年分というような形で、各クラス、保管をしております。そこから引き出す際に、落としてしまったということでございます。

以上でございます。

鈴木教育長 この件はよろしいでしょうか。

専決処分の報告について

鈴木教育長 次に、日程6、報告第12号、「専決処分の報告について」、事務局より説明いたします。

仙波文化財保護課長 それでは、報告第12号についてご説明申し上げます。

文化財保護課の職員が本市軽貨物車運転中に生じた交通事故にかかる損害賠償額の決定について報告するものでございます。

お手元の資料2枚目の専決処分の裏面をご覧ください。

中段下、事故の状況についてでございますが、令和2年2月3日午後0時15分頃、相模原市緑区大島の店舗駐車場において、本市軽貨物車が駐車場所から後退した際、左側に停車していた被害者の普通乗用車に接触し、破損させたものでございます。

本市の責任割合、損害賠償額につきましては、記載のとおりでございます。

表の下段をご覧ください。

再発防止策といたしまして、事故当日、所属長から本人に対し、周囲の確認を十分に行うこと、同乗者に必ずバック誘導をさせること、などを指導いたしました。

また、事故当日の夕方及び翌朝に全職員に対し、改めて安全運転や事故防止に努めるよう指示いたしました。

さらに、バック誘導を怠った、同乗者とあわせて事故の2日後に「自動車運転フォローアップ研修」を受講させたところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

永井委員 市役所の職員の方だったらご存知なのかもしれませんが、分からないので教えてください。

市で所有している車を運転するに当たって、運転する人という可能性のある人が全員まず、運転する前の研修は受けているのでしょうかというのと、どういう内容なのかというのと、このフォローアップ研修というのは、2日後に受けられるということは、市の中でそういう受けられるところがあるのかとか、そういうことも教えてください。

仙波文化財保護課長 公用車を所管しているところが、市役所の中に管財課という部署がございまして、そちらの方で研修を行っているものでございます。

運転に携わる職員につきましては、基本的には免許証、免許の資格を持っている者ということで、特段、運転をする前に必ず研修であったりとか、講習があるといったことはないものと承知しているところでございます。

あと、フォローアップ研修ということですけど、事故をした職員に議員駐車場のところで、ちょっと詳細までは私も把握をしていないのですが、バック誘導などの研修を行っているということは承知をしております。よろしいでしょうか。申し訳ありません。

永井委員 例えば、同乗者に必ずバックを誘導することを義務付けているのかどうかというので、バック誘導を怠ったというのが、そんなに過失なのかどうかというのとかが。

あと、他にも市役所の人がバック誘導をしているのを見たことがないような気がするのですね。なので、これは決まりなのかどうかというのは、ちょっと知りたいなと思ったんですけどよろしいですか。

仙波文化財保護課長 基本的には同乗者も運転している人と同じように注意をするということが求められております。乗っている時間もそうですし、やはり事故の中でバックをする際に多いということもありまして、同乗者がいる場合には必ず同乗者が下りてバック誘導をするということを、義務付けというよりは、注意をするようにということで所管課の方からも話はされております。

ただ、なかなかやはりバック誘導が、免許を持っているものであればその辺のコツといったところも分かるのですが、なかなか運転に慣れていない者ですとか、そういった者がバック誘導をするということが非常にやはり本人にとっても難しい部分もあるので、そういったところも研修で行っていると承知をしております。

鈴木教育長 よろしいでしょうか。

では、ここで前回定例会後の私の活動状況等についてご報告をしたいと思います。ご承知のとおり緊急事態宣言が発令中ですので、イベント等は特にありませんでした。私、新型コロナウイルス感染症の対策に当たっていたところでございます。

学校の臨時休業については先ほどご報告させていただきましたが、市全体の話といたしましては国の緊急事態宣言が延長されたことなどを踏まえ、市としての対応方針が原則、今月末、5月31日まで延長されました。この中で市のイベントの自粛、それから公の施設の休止、イベント等の自粛に伴う市民への施設利用料の還付、この3点については8月

3 1 日まで延長しております。

いずれにせよ、明日また国の方で審議会といいますか、専門家会議が開かれますので、そういう状況を踏まえながら引き続き、検討を重ねていくことになると思います。また皆様には適宜、ご相談、ご報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上になります。

それでは、ここで次回の会議予定日を確認いたします。次回は6月10日、水曜日、午後7時から、第1特別会議室で開催する予定でよろしいでしょうか。

では、次回の会議は、6月10日、水曜日、午後7時からの開催予定といたします。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉 会

午後8時18分 閉会